

図書館の基礎とサービスの動向

大阪市立城東図書館・日本図書館協会認定司書 2038 相宗大督

1 法と理念

(1)ランガーナタンの図書館学の5法則

- ・本は利用するためのものである
 - ・いずれの人にもすべて、その人の本を
 - ・いずれの本にもすべて、その読者を
 - ・読者の時間を節約せよ
 - ・図書館は成長する有機体である
- 一読しても理解できない内容。
→図書館についてあまり詳しくない人(=世の中のほとんどの人)に説明できるか？

「なにもない部屋」から5法則を使って図書館をつくる

- 1 なにもない部屋に本棚を置いて本を並べる
利用する人はおらず、整理もされていない本棚の本。
この状態を図書館と呼べるか？（無理）
「本は利用するためのものである」は利用する人がいてこそ。
- 2 「利用する人」は「どんな人」か
図書館のイメージについて語られるとき、図書館を訪れる人はどんな人たちか、具体的なイメージをもって語られることは少ない。子ども・大人・働く人・そうでない人・障がいのある人・座る人・立つ人・喋る人などなど
それらの人々一人ひとりにとって必要な資料がある。
「いずれの人にもすべて、その人の本を」は利用者とその人達に必要な必要な資料をキチンと把握する。
- 3 本棚はそのままでもいいか？
なにもない部屋に本棚と本を置いた状態では「棚のどこに何があるのかわからない」。ビジネス本、暮しの本、絵本など、分類して配架し、たどり着けるように目録や検索手段を整備する。
「いずれの本にもすべて、その読者を」は利用者とは資料を結びつける
- 4 目的のある利用者に対して
図書館を訪れる利用者には目的がある（はっきりした目的だったり、そうでもなかったりするけれども）。彼らが本棚の前をウロウロするだけで時間を潰してしまわないようにする。
「読者の時間を節約せよ」は利用者とは資料を結びつける
- 5 その図書館は、まちのどこにあるか？
図書館は立地する場所によって中身が変わる。農村部と都会では必然的に必要とされる資料も違ってくる。同じ場所にあっても、時代が変わると必要とされる資料もかわる。
「図書館は成長する有機体である」※この法則だけが独り歩きする姿をみかけるけど、そこは注意するべき

● 講師より:

5法則について上のように述べていますが、「なにもない部屋に本棚を置いて本を並べる」=「情報のある空間」という認識を基本とする点はとても大切と考えています。「本がある、それだけ空間の中でなにかができるか」といろいろ想像するところから出来上がるサービスもあるからです。

(2) 図書館はなんのためにあるのか

・ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)による宣言

ユネスコは国連の専門機関。その憲章の第1条に「この機関の目的は、国際連合憲章¹が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。」²とある。

ここでは同機関が採択した「公共図書館宣言」「学習権宣言」をおさえておきたい。

・ユネスコ公共図書館宣言

公共図書館宣言は1949年採択。その後1972年、1994年に改訂がされている。1994年改訂で盛り込まれるべきとされた原則は以下のとおり。

- ・知る権利、文化・教育を享受する権利は基本的人権であり、従って公共図書館サービスは第一義的に情報と文化と生涯学習に向かうべきこと。
- ・人種、国籍、宗教等の違いに関わらず、コミュニティの構成員すべてに情報への自由なアクセスを保証すること。
- ・公共図書館サービスへの商業主義的なアプローチに対抗して、「市民性」を重視すること。
- ・公共図書館は原則として無料であること。

・ユネスコ学習権宣言

1985年採択。

「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。学習権なくしては、人間的発達はありません。学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的に言えば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなす最善の貢献の一つなのである。」

「抑圧する側」「抑圧される側」どちらにも加担せずに行われること
自分はどう生きるかどんな社会をつくり、後の世代に引き継ぐか



- ▶ 人が生きていくうえで、そして人が生きる社会をつくりあげていくうえで、図書館は「役に立つ」。
- ▶ なにが役に立つのか→図書館資料

¹ http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/

² 憲章の前文にはもう少しこの組織の理念がわかりやすく示されている箇所がある。「この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。」

なお、本講座では文部科学省のウェブサイトに掲載されている訳文を参考にしている。URLは以下の通り。

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm>

(3) 国内の図書館関連法規

A 憲法および国内の法律

- ・憲法
- ・教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)(旧教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号))
- ・社会教育法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)
 - 第一章 総則 (この法律の目的)
 - 第一条 この法律は、教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。
- ・図書館法(昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号)
 - 第一章 総則 (この法律の目的)
 - 第一条 この法律は、社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
- ・ほか、種々の下位法令、告示、通達等がある。
 - ・図書館法施行令(昭和 34 年 4 月 30 日政令第 158 号)
 - ・図書館法施行規則(昭和 25 年文部省令第 27 号)
 - ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)

B 自治体の条例

- ・図書館条例など

- 図書館関係団体での研修など、自治体の枠にとらわれない研修ではどうしても図書館法などの法律の話になりがちですが、個々の職場にとっては条例・規則・規程などの方が身近であり、日常業務でも参照する機会があるでしょう。把握しておくことをお勧めします。

(4) 図書館の運営

A 所管部局の話

教育委員会制度

教育委員会制度を規定するのは
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号)

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月 1~2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は 3 年、教育委員は 4 年で、再任可。

文部科学省「教育委員会制度について」 http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm

市長部局が図書館を所管するケースがある。

● 講師より

「教育委員会が図書館を所管する場合と、市長部局が図書館を所管する場合とではどのような違いが発生するか。また市長部局が所管する場合、どの部局が所管するとどのような効果が期待できるか」といったことをなんとなくで良いので考えてみることをお勧めします。子育て施策を中心としている部局が図書館を運営する場合と、観光などの経済施策を行っている部局が運営する場合では、図書館の長所となる部分に違いがでると考えられるでしょうし、自分が勤める自治体の組織を知るきっかけになったり、もしかしたらそれらの部局と協働した仕事をするヒントが得られたりするかもしれません。

B 管理運営形態³

アウトソーシングは 1980 年代からみられる。

窓口委託・業務委託

1981 年 京都市 委託先は財団法人京都市社会教育振興財団（現・生涯学習振興財団）

PPP・PFI

1999 年 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」により導入

2004 年 三重県桑名市

2012 年 岩手県紫波町オガールプラザ開業

指定管理者制度

2003 年 6 月 地方自治法の一部改正、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」第 244 条の 2 第 3 項

C 施設の管理

公共施設等総合管理計画

2 図書館の各種サービス

(1) 貸出

貸出

日常業務として当然に行われている貸出であるが、法律的側面からみると興味深い点が見られる。普段の暮らしのなかで行われる物品の貸し借り（例：友人同士でゲームを貸し借りする。レンタルストアでイベントの機材を借りる）では一般的に民法の貸借に関する規定が適用されるが、図書館の貸出に関する議論でこれらの規定がでてくることは稀である。⁴

図書館と利用者の両者が「平穏な状況下では、何も生じないが、一旦、緊張状態にはいれば、争いが生じ、法的解釈が求められることになる。」（坂井暉「館外貸出と閲覧の法的根拠について - 著作権法を中心にして」より）

著作権法との関連でみると、無料貸出の法的根拠として著作権法 38 条第 4 項が引用されることが多い。

公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

このほか、貸出行為自体を自治法の「公の施設」の利用そのものであるとする考え方。貸出という行為と民法上の使用貸借（無償で貸し付ける契約（民法第 593 条～第 600 条）。賃料といった対価が発生せず、目的物は使用後に貸主に返還される。）との関係や、未成年者による図書館からの借受（未成年者の法律行為は原則として法定代理人の同意を得なければいけない（民法第 5 条 1 項）、弁償の法的根拠（民法第 709 条に規定される不法行為に基づく損害賠償なのか、使用貸借における損害賠償及び費用の償還の請求権なのか）などがある。

³ 当講座では公立図書館を主たる対象としているため、本項目では指定管理者制度、窓口委託、PPP/PFI をとりあげるが、自治体業務のアウトソーシングは地方独立行政法人、特区制度の活用といった手法もあることに留意されたい。

⁴ ほか、鎌水三千男『図書館と法—図書館の諸問題への法的アプローチ』日本図書館協会、2009 年。

(2) レファレンス

レファレンスは日常の業務内外への取り組みが大きく影響する
事例 旅行ガイドを探す年配者

(3) その他

スムーズな業務のために

道重要な道案内
最寄駅以外のバス停やランドマークからの道案内。
様々な交通機関に対応した案内の準備。

案内・閲覧室での振る舞い 不測の対応

利用者の救急搬送
刑事事件発生時における警察対応
地震等の災害、停電時の対応
拾得物への対応
・施設占有者

案内・閲覧室での振る舞い その他の危機管理

都道府県・市の児童相談所、市町村の福祉担当との連携

地域との関係

商店街、町内会等の地縁団体
市役所の市民協働担当課
市役所の子育て関連の担当課
保健所などの機関
税務署、労働基準監督署

地域の人々の読書環境を把握する

読書の拠点になる施設を把握する。書店やスーパー。
「図書館だけの活動」には自ずと限界がある。異業種交流は重要。
図書展示の活用

地域住民との交流

ボランティアとの関係
ラウンドテーブルや地域の行事の把握・参加